

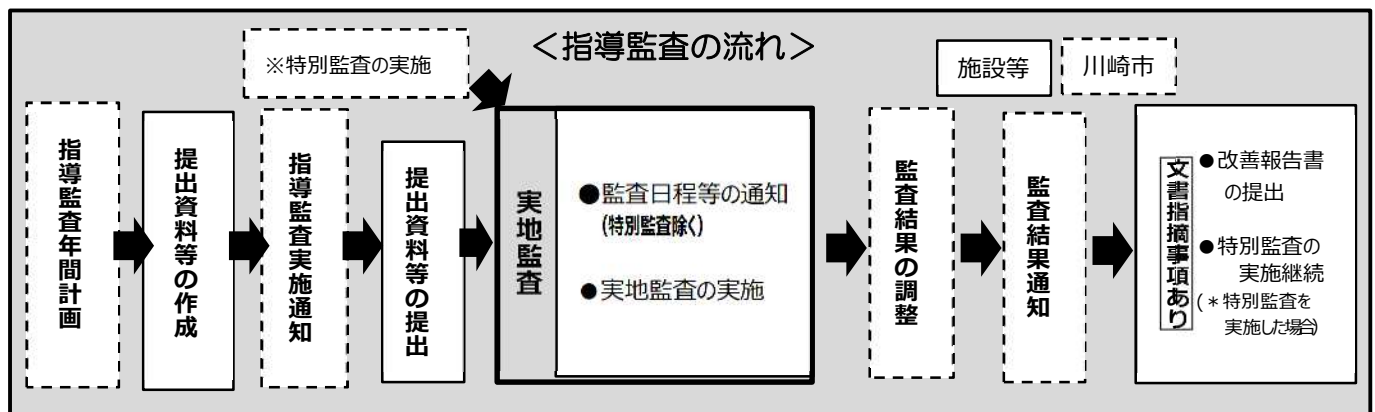
令和7年度 小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業指導監査について

1 指導監査の実施概要

児童福祉施設 小規模保育事業（A・B型）及び事業所内保育事業の指導監査の実施方法については、市ホームページに掲載してある「児童福祉関係の指導監査 指導監査の実施方法」のとおり、全施設の監査を実地にて行うことを基本としています。

2 指導監査の流れ

年間指導監査実施計画に基づき、監査実施の概ね1か月前に、実施日、資料提出期限などが記載された実施通知書を施設宛にメールで通知いたしますので、監査に関する資料等を作成のうえ本市あてにご提出ください。ご提出いただいた資料を基に実地監査を行い、後日監査結果について通知、HPに公開いたします。



※特別監査：施設等の運営に重大な問題がある等の場合、一般指導監査によっても改善が見られない場合、正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合に、事前の通知なく監査を実施します。

3 提出書類について

(1) 事前提出資料

市HPからダウンロードしてください。

市HPアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000054484.html>

上記アドレスのページ「児童福祉施設関係の指導監査」の画面下の方に「提出資料一覧」がありますので、「令和7年度家庭的保育事業等（小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、事業所内保育事業）指導監査等提出資料」を選びダウンロードして、必要事項を入力してください。

(2) 別添提出資料

上記、市HPにある提出資料に記載されている「【別紙1】提出資料一覧」のタブを見て、事前提出資料と共に監査担当までお送りください。

(3) 資料提出方法

事前に本市あてに提出いただく資料については、原則、エクセルやPDFファイル等による電子データをオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を使用して送付いただきます。詳細は実施通知に記載していますのでご確認ください。

4 監査当日の流れ

監査は、半日（午前または午後）の時間で実施します。標準的な実地監査の流れは次のとおりです。

【当日の流れの目安】

標準時刻		実施項目	備考
半日監査 午前	9:00～12:00	1. 監査の流れ等説明 2. 施設見学 3. 書類確認	※調理設備がある施設等の場合は、時間を調整のうえ、調理室を見学します。 ※項目の順序は監査の時間帯（午前・午後）により前後することがあります。 ※監査の進行により終了時間が変更になることがあります。
半日監査 午後	14:00～17:00	4. ヒアリング 5. 監査講評 6. 監査終了	

5 監査・社会福祉法人等に関する情報

監査に関する情報は川崎市ホームページ→こども・子育て→市の取り組み・事業者向け情報→こどもの計画・監査・社会福祉法人→監査・社会福祉法人→児童福祉関係の指導監査 において掲載しておりますので、適宜御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kodomo/category/274-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

（川崎市こども未来局総務部監査担当）

Tel 044(200)3793

Fax 044(200)3190

Mail 45kansa@city.kawasaki.jp